プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	直接償却の取扱い

I.　本資料の目的

1. 本資料は、ステップ 2 を採用する金融機関における直接償却の取扱いについての ASBJ 事務局の分析をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。なお、ステップ 4 では議論の展開次第で別途検討を行う。

II.　本論点を取り上げる理由

2. 第 498 回企業会計基準委員会（2023 年 3 月 22 日開催）及び第 197 回金融商品専門委員会（2023 年 3 月 14 日開催）（以下合わせて「第 498 回企業会計基準委員会等」という。）の信用減損金融資産に係る利息収益の認識の審議では、ステップ 2 を採用する金融機関において、引当における貨幣の時間価値の考慮、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）における償却原価の採用及び利率（実効金利の算定等）に係る審議を行い、次の事項についても整理する必要があるとの意見が聞かれていた。

   (1) 購入又は組成した信用減損金融資産

   (2) 直接償却

3. 前項の論点について、第 499 回企業会計基準委員会（2023 年 4 月 11 日開催）及び第 198 回金融商品専門委員会（2023 年 4 月 5 日開催）では、ASBJ 事務局からステップ 2 及びステップ 3 において追加的に検討を行う論点として提示し、特段の異論は聞かれなかった。

4. 本資料では、直接償却について、会計基準の定めを確認の上、IFRS 第 9 号の定めを取り入れるかどうかについての分析及び提案をお示しする。

III. 検討の観点の整理

5. ステップ 2 の進め方として、第 478 回企業会計基準委員会(2022 年 4 月 26 日開催)

及び第 179 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 19 日開催）（以下合わせて「第 478 回企業会計基準委員会等」という。）では、次の目的に沿って今後の基準の開発を行っていくことを提案していた。

（ステップ 2）

国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す。

6. 前項で示すステップ 2 の目的の考え方として、第 478 回企業会計基準委員会等では、IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを日本基準に取り入れるにあたり、IFRS 第 9 号の定めと文言レベルで一致させることは必ずしも目指さず、定めの明確化又は実務で行われている取扱いに関しても必要に応じて取り入れることを提案していた。これは、IFRS 第 9 号と実質的に実務を整合させることを目指すという趣旨であり、金融商品の分類及び測定に関する IFRS 第 9 号の定めを全面的に取り入れることにより IFRS 第 9 号を適用した場合の予想信用損失の算定結果と完全に一致させることを意図して設定したものではなかった。

7. このように IFRS 第 9 号の分類及び測定に関する定めを全面的に取り入れることは所与としていないが、その一方、ステップ 2 において国際的な比較可能性を確保することを重視していることは変わらないため、ステップ 2 において金融商品の分類及び測定に関する論点について IFRS 第 9 号の定めを取り入れるかどうかを検討するにあたり、国際的に説明可能であるかどうかを考慮することが必要と考えられる。特に IFRS 第 9 号の定めを取り入れない場合又は IFRS 第 9 号とは異なる定めを設ける場合には、その理由が国際的に説明可能であることが重要と考えられる。

8. これを踏まえ、ステップ 2 を採用する金融機関における直接償却の取扱いについて、IFRS 第 9 号における取扱いを確認した上で、国際的に説明可能であるかどうかという観点から IFRS 第 9 号の定めを取り入れるかどうかについての事務局の分析及び提案をお示しする。

IV. 会計基準の定めの確認

（IFRS 基準における定め）

9. IFRS 第 9 号は、償却原価測定のセクションにおいて、直接償却について次のとおり定めている。

直接償却

IFRS 第 9 号 5.4.4 項

企業は、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しなければならない。直接償却は、認識の中止につながる事象となる（B3.2.16 項(r)参照）。

IFRS 第 9 号 B5.4.9 項

直接償却は、金融資産全体に関連している場合もあれば、一部に関連している場合もある。例えば、企業がある金融資産に係る担保の実行を計画していて、その担保から回収できるのは当該金融資産の 30%程度と予想している。企業が当該金融資産からそれ以上のキャッシュ・フローを回収する合理的な見込みがない場合には、当該金融資産の残りの 70%を直接償却すべきである。

10. 国際会計基準審議会（IASB）は、直接償却と予想信用損失との関係について次のとおり説明している。

IFRS 第 9 号 BC5.81 項

IASB の考えでは、「直接償却」の定義は、IFRS 第 9 号の範囲に含まれる金融商品の総額での帳簿価額を忠実に表現するために必要である。また、この定義は、予想信用損失に関して新たに導入された開示要求のためにも必要である。(後略)

11. また、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）では、企業の直接償却の方針について次のとおり定めている。

IFRS 第 7 号 35F 項（抜粋）

企業は、自らの信用リスク管理実務並びにそれが予想信用損失の認識及び測定にどのように関連するのかを説明しなければならない。この目的を満たすため、企業は財務諸表利用者が以下のことを理解し評価することを可能にする情報を開示しなければならない。

(e) 企業の直接償却の方針（回収の合理的な見込みがないという兆候及び直接償却したが依然として履行強制活動の対象とする金融商品に係る方針に関する情報を含む）

（金融商品会計基準等[1]における定め）

12. 金融商品会計基準等では、直接償却（直接減額）について次のとおり定めている。

> **金融商品会計基準（注 10）**
>
> 破産更生債権等の貸倒見積高は、原則として、貸倒引当金として処理する。ただし、債権金額又は取得価額から直接減額することもできる。
>
> **金融商品実務指針第 123 項**
>
> 債権の回収可能性がほとんどないと判断された場合には、貸倒損失額を債権から直接減額して、当該貸倒損失額と当該債権に係る前期貸倒引当金残高のいずれか少ない金額まで貸倒引当金を取り崩し、当期貸倒損失額と相殺しなければならない。なお、この場合に、当該債権に係る前期末の貸倒引当金が当期貸倒損失額に不足する場合、当該不足額をそれぞれの債権の性格により原則として営業費用又は営業外費用に計上する。

13. 直接償却の取扱いに関する金融商品会計基準と金融商品実務指針の関係について、金融商品会計 Q&A では次のとおり説明している。

> **金融商品会計 Q&A　Q42 の A**
>
> 実務指針第 117 項において、破産更生債権等の貸倒見積高は、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額（清算配当による回収可能額も同様の取扱い）を減額したその残額とされています。また、実務指針第 123 項においては、債権の回収可能性がほとんどないと判断された場合には貸倒損失額を債権から直接減額するとした上で、当該貸倒損失額と当該債権に係る前期貸倒引当金残高のいずれか少ない金額まで貸倒引当金を取り崩し、当期貸倒損失額と相殺しなければならないとされています。したがって、実務指針では、破産更生債権等に区分した時点において、担保及び保証による回収見込額を控除した残額について貸倒引当金の計上を行い、次に損失がほとんど確実となった時点でその引当金を取り崩して、直接減額された回収不能額と相殺することとなっており、実質的な処

[1] 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」（以下「金融商品会計 Q&A」という。）を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

理内容として金融商品会計基準(注 10)と異なっているわけではありません。

14. また、金融商品実務指針では、直接償却後の回収について次のとおり定めている。

金融商品実務指針第 124 項

貸倒見積高を債権から直接減額した後に、残存する帳簿価額を上回る回収があった場合には、原則として営業外収益として当該期間に認識する。

V. ASBJ 事務局の分析

15. IFRS 第 9 号では、直接償却は償却原価測定のセクションに定めが置かれているが、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが回収できるかどうかに関連するものであるため、金融資産の減損と密接に関連する論点であると考えられる。

16. この点、金融商品会計基準等では、貸倒引当金の会計処理の一部として直接償却に関する取扱いを定めており、貸倒引当金を算定するうえでの債権区分（一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等）を前提とした定めを置いている。これに関連して、ステップ 2 において採用する方向で検討を進めている予想信用損失モデルでは、現行の債権区分に基づいて貸倒引当金を算定しないため、これらの区分は設けないこととなる。このため、現行の債権区分を前提とする直接償却に関する定めを見直す必要があると考えられる。

17. 直接償却に関する定めを見直す際、国際的な比較可能性を確保することを重視するステップ 2 の目的を踏まえると、IFRS 第 9 号における直接償却に関する定めを取り入れることが考えられる。

18. IFRS 第 9 号では、金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合に金融資産の直接償却を行うことを要求している。しかしながら、IFRS 第 9 号では、合理的な予想を有しているかどうかに関する詳細なガイダンスは提供されていない。そのような状況を踏まえて、IFRS 第 7 号では、企業の直接償却の方針（回収の合理的な見込みがないという兆候及び直接償却したが依然として履行強制活動の対象とする金融商品に係る方針に関する情報を含む）の開示が要求されている。

19. 直接償却について日本基準では、金融商品会計基準等は、貸倒引当金の対象となる債権について回収可能性がほとんどないと判断された場合には直接償却を行うこ

とを要求している。また、回収可能性がほとんどないと判断されるかどうかに関する詳細なガイダンスは設けておらず、直接償却を行うか否かの判断については、各社において個々の状況や直接償却に関する一定の方針等を踏まえて決定されていると考えられる。

20. 直接償却を行う時点について、IFRS 第 9 号では「金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合」と定められている一方、金融商品会計基準等では「債権の回収可能性がほとんどないと判断された場合」と定められている。このとおり、IFRS 第 9 号と金融商品会計基準等では、直接償却を行う時点について同一の文言ではないことから、IFRS 第 9 号の定めを日本基準に取り入れた場合に会計処理が変わる可能性がある。

21. しかし、本資料第 18 項及び第 19 項で示したとおり、IFRS 第 9 号と金融商品会計基準等のいずれにおいても、直接償却を行う時点に関する詳細なガイダンスは設けられておらず、各社において個々の状況や直接償却に関する一定の方針等を踏まえて判断されていると考えられる。このため、IFRS 第 9 号の定めを日本基準に取り入れたとしても、企業の判断によっては、直接償却を行う時点についての現行の実務や直接償却に関する方針が大きく変わらない可能性があると考えられる。

22. このように直接償却の会計処理が原則主義で定められる場合は、直接償却の方針に関する開示が重要になると考えられる。開示については別途議論を行うこととしているが、本論点について IFRS 第 9 号の定めを日本基準に取り入れる場合には、IFRS 第 7 号により要求されている直接償却の方針に関する開示が不可欠と考えられる。

VI. ASBJ 事務局の提案

23. 以上の ASBJ 事務局の分析を踏まえ、国際的な比較可能性の確保と実務への影響を踏まえて、ステップ 2 では、直接償却に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れることが考えられるがどうか。その際、直接償却の方針に関する開示に係る IFRS 第 7 号の定めをあわせて取り入れることが考えられるがどうか。

ディスカッション･ポイント
本資料第 15 項から第 23 項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以　上